

情 個 審 第 1 号

令和6年4月4日

茨城県教育委員会
教育長 森作 宜民 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年8月14日付け教総諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の個人の間合せに係る回答及び間合せに対する確認内容等」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第212号）

（情報公開答申第180号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和4年11月1日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (1) 審査請求人より令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付、茨城県教育長宛てに送付した問合せについての回答及び実施機関にて確認した内容。
- (2) 第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に関し、関係者に事情聴取した上で作成した一切の文書。
- (3) 第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に係る本人からの申出関係書類及び証明書発行に当たる起案関係文書。

2 実施機関の決定及び通知

令和4年11月8日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、次のとおり特定を行った。

- (1) 審査請求人より令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付、茨城県教育長宛てに送付した問合せについての回答及び実施機関にて確認した内容。
- (2) 第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に関し、関係者に事情聴取した上で作成した一切の文書。
- (3) 第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に係る本人からの申出関係書類及び証明書発行に当たる起案関係文書。

その上で、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年11月8日付け教総指令第33号により、審査請求人に通知した。

実施機関は、当該通知において、本件処分の理由として、本件行政文書の存否を答えること自体が、個人からの問合せや個人の裁判の有無等、特定の個人を識別することができる情報を開示することとなり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、同号の規定により不開

示となる文書である旨を示した。

3 審査請求

令和5年2月3日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

ア 審査請求書における主張

個人の識別についてはマスキング等を行うことで処理できる。

本来、日時や時間及び管理監督職員の情報については、個人情報に該当しないものである。

イ 反論書における主張

弁明書では、条例第7条第2号（1号の間違ひではないかと思われる。）を根拠に、特定個人の識別情報であるから不開示情報と主張しているが、第三者及び〇〇校長は公務員であり、押印及びその調査結果は、職務の遂行に係る情報であり、不開示情報に当たらない（同条第1号ウ）ことは明らかである。

ウ 再反論書における主張

(ア) 実施機関は、再弁明書において、審査請求人より令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付、茨城県教育委員会教育長宛てに送付した問合せについての回答及び茨城県教育委員会にて確認した内容（以下第2及び第4において「存否情報1」という。）について、「特定の個人の氏名及び当該個人が茨城県教育委員会教育長宛てに問い合わせを行った事実の有無を開示することとなるから、条例第7条2号に該当する。」と主張している。

しかし、ここでいう「特定の個人」とは、開示請求者である審査請求人を指していると考えられ、「特定の個人」に含まれない。開示請求者の情報が含まれることを根拠に開示を拒否することは矛盾であり情報公開の制度を否定するに等しい。

また、開示請求者は自己の情報が開示されることについて同意しているので、開示を拒否する実質的な理由もない。

なお、「特定の個人の氏名」をマスキングすることによっても目的は達成できるので、少なくとも条例第8条により部分開示をすべきである。

- (イ) 実施機関は、再弁明書において、第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に関し、関係者に事情聴取した上で作成した一切の文書（以下第2及び第4において「存否情報2」という。）について、「特定の個人の氏名及び当該個人に関し茨城県教育委員会において証明書の作成等を行った事実の有無を開示することとなるから、条例第7条2号に該当する。」と主張しているが、ここでいう「特定の個人」とは、〇〇号証の名宛人を意味しているものと解される。

しかし、同名宛人は公務員であり、当該公務員が職務の遂行の過程で作成したものである場合には、宛名自体も条例第7条第2号ただし書ウの例外規定に該当する。

また、〇〇号証は茨城県教育委員会を代表する者の押印はないのであるから、これを開示しても「茨城県教育委員会において証明書の作成等を行った事実の有無を開示することとなる」ことにはならず、情報開示を拒否する理由にはならない。

なお、名宛人である「特定の個人の氏名」を全てマスキングすることによっても目的は達成できるので、少なくとも条例第8条により部分開示をすべきである。

- (ウ) 実施機関は、再弁明書において、第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に係る本人からの申出関係書類及び証明書発行に当たる起案関係文書（以下第2及び第4において「存否情報3」という。）について、「特定の個人の氏名及び当該個人に関し当該個人が茨城県教育委員会教育長宛に申出を行った事実を開示することとなるから、条例第7条2号に該当する。」と主張しているが、「特定の個人の氏名」をマスキングすることによっても目的は達成できるので、少なくとも条例第8条により部分開示すべきである。

(2) 情報存在の事実について（審査請求書）

〇〇〇〇〇の校長印の押印行為は勤務内の行為であり、業務の一環である。そして、本件において、〇〇〇〇〇の校長印が事実と異なる〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に押印されていたことは動かせない事実である。この点について、教育委員会は、教職員の任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号）として懲戒処分

否しているが、同条は、不開示情報であることが前提である。上記（１）で述べたとおり、本件行政文書は不開示情報ではないのであって、同条を根拠に開示を拒否するのは誤りである。

第４ 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書及び再弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

１ 弁明の趣旨

本件処分に、違法又は不当な点はないと考える。

２ 本件処分の理由

（１）条例第７条第２号の該当性について

ア 弁明書

条例第７条第２号は、本文前段において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、不開示情報として、開示すべき情報から除外することを定めている。

審査請求人は、開示請求書に審査請求人を含む特定個人の氏名を記載して本件開示請求を行っていることから、対象行政文書が存在すること又は存在しないことを前提として開示・不開示の判断をした場合、特定の個人の教育委員会に対する問合せや、特定の個人と〇〇〇〇裁判所〇〇支部とのやり取りがあったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。すなわち、本件存否情報は、「氏名（中略）その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、同号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 再弁明書

（ア）審査請求人は、「弁明書では、茨城県情報公開条例７条２号（１号の間違ひではないかと思われる）」と主張しているが、本件開示請求は、令和４年１月１日に行われたものであり、当時の条例が適用され、当該不開示情報に係る根拠条文は、条例第７条第２号である。

（イ）また、審査請求人は、第三者及び〇〇校長は公務員であり、押印及びその調査結果は、職務の遂行に関わる情報であり、不開示情報に当たらないことは明らかであると主張している。

しかし、存否情報１は、その存否を明らかにすることで、特定の個人の氏名及び当該個人が茨城県教育委員会教育長宛てに問合せを行っ

た事実の有無を開示することとなることから、条例第7条第2号に該当する。

また、存否情報2は、その存否を明らかにすることで、特定の個人の氏名及び当該個人に関し実施機関において証明書の作成等を行った事実の有無を開示することとなることから、同号に該当する。

そして、存否情報3は、その存否を明らかにすることで、特定の個人の氏名及び当該個人が茨城県教育委員会教育長宛てに申出を行った事実の有無を開示することとなることから、同号に該当する。

- (ウ) また、上記第3の2(1)イの公務員の職務の遂行に関わる情報であるという審査請求人の反論については、当該情報に該当する場合には条例第7条第2号ただし書ウにより開示となるものであるが、上記(イ)のとおり、存否情報1ないし3は、公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書ウには該当しない。

(2) 条例第10条の該当性について(弁明書)

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

上記(1)アのとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、本件行政文書の存否を答えるだけで、同号の不開示情報を開示することとなることが認められる。

以上により、実施機関が条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、「教育委員会の調査があったことは疑いようがなく、調査をした以上、必ず文書を残さなければならない。したがって、文書の存在は推定されており」と、本件行政文書の存在を前提とし、「個人の識別についてはマスクング等を行うことで処理できる。」「日時や時間及び管理監督職員は個人情報に該当しない」等と主張するが、既に述べたとおり、本件開示請求は、同条の規定に基づき、本件行政文書の存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否すべきものであることから、審査請求人のこれらの主張は失当である。

3 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、次の文書であると認められる。

- (1) 審査請求人が令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日付けで茨城県教育委員会教育長宛てに送付した問合せに対する回答及び実施機関において確認した内容（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に関し、関係者に事情聴取した上で作成した一切の文書（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 第三者が〇〇〇〇裁判所〇〇支部へ提出した〇〇号の証明書作成に係る本人からの申出関係書類及び証明書発行に当たる起案関係文書（以下「本件行政文書3」という。）

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号（なお、同号は、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第37号）による条例の改正により、現在では、同条第1号となっているが、以下においては、本件処分時のまま、「第2号」と表記することとする。）においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報であるとされ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ これを本件についてみるに、まず、仮に本件行政文書1ないし3が存在しているとするれば、本件行政文書1ないし3に記載されている情報は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるか否かについて検討することとする。

(ア) 本件行政文書1について

本件開示請求書の記載から、仮に本件行政文書1が存在しているとするれば、本件行政文書1には、特定の個人である審査請求人が茨城県教育委員会教育長宛て問合せをしたという事実の有無及びこれに対し茨城県教育委員会教育長が特定の個人である審査請求人宛て回答を行

ウ 次に、本件存否情報1ないし3が、条例第7条第2号ただし書のアないしウに該当するか否かについて検討することとする。

(ア) 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

本件存否情報1ないし3については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

(イ) 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

本件存否情報1ないし3については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められないことから、条例第7条第2号ただし書イにも該当しない。

(ウ) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性について

本件存否情報1ないし3については、たとえ審査請求人及び特定の個人である第三者が公務員であったとしても、本件存否情報1ないし3そのものは、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書ウにも該当しない。

エ 上記アないしウのとおりであるから、本件存否情報1ないし3は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

これを本件についてみるに、上記(1)のとおり、本件存否情報1ないし3は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると認められるところ、本件行政文書1ないし3が存在しているか否かを答えることは、本件存否情報1ないし3を開示することとなると認められる。

よって、実施機関が、条例第10条の規定により本件行政文書1ないし3の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記の判断に影響を及ぼすもので

はないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和5年	8月	14日	諮問	受理
令和6年	1月	29日	審査	(令和5年度第11回審査会第一部会)
令和6年	3月	27日	審査	(令和5年度第14回審査会第一部会)